

第七十三号議案

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区新川さくら館の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区新川さくら館の指定管理者を次のように指定する。

名称	江戸川区新川さくら館	
	所在地	中央区日本橋室町一丁目四番一号 中央区日本橋人形町二丁目二五番一三号
名称	新川さくら館アイム・リンレイ共 同事業体 構成員（代表者） 株式会社アイム環境ビル管理 代表取締役 飯嶋 庸夫 構成員 株式会社リンレイサービス 代表取締役 片岡 久二	
	指定の期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	

（説明）

平成三十年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区新川さくら館の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。